

日本の敗戦と大本営命令

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 朗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1641

日本の敗戦と大本営命令

山田 朗

はじめに―八月一五日の軍事的意味

一九四五年（昭和二〇）八月一四日、日本政府と大本営は、ポツダム宣言受諾を最終的に決定し、あらためて連合国側に通告、同日付で（終戦の詔書）が渙発され、翌一五日正午の「玉音放送」により、一般には「戦争は終わった」とされる。今日では、戦争体験者の実感にてらして疑いもなく八月一五日は（終戦の日）として国民的合意を得ている。しかし、当然のことながら、八月一四日あるいは一五日で戦争が終わったわけではない。日本政府と大本営による降伏文書調印は、周知のように九月二日のことであり、戦争は正式にはこの時点で終わったのである。

それならば、八月一五日は（停戦の日）とすることができるのか、といえばそうとも言えない。英米軍との戦闘は終息したものの、八月一五日以降も「満州国」・樺太や千島列島（最北端の占守島^{シムシユ}）などでは、依然として日ソ両軍による組織的戦闘が続いていたからである。そもそも、八月一五日に大本営は日本陸海軍への停戦命令を出していな

い。したがって、八月一五日は、〈停戦の日〉でも〈停戦を命令した日〉でもない。

八月一五日とは軍事的にはいかなる意味をもつ日であるのか、実際の〈停戦の日〉はいつなのか、本稿では、主として大本営命令（大陸命・大海令）の内容検討を通じて、八月一五日以降の大本営による停戦・武装解除の経過を整理するとともに、敗戦に直面した大本営の思惑と行動を一端を明らかにしておきたい。

I 八月一四日～一五日の大本営命令

1 八月一四日（大陸命第一三八〇号）の意味

ソ連は、一九四五年二月のヤルタ会談後、極東地区への部隊と軍需物資の輸送・集積を始め、八月までに、対日作戦用として一五八万人（八〇個狙撃師団・戦車五五六〇両・航空機三四五〇機）の大兵力を集結させた。八月九日、ソ連軍は、「満州国」西部（満州里・モンゴル国境方面）、北部（黒河・孫吳方面）、東部（牡丹江・朝鮮国境方面）の三正面から、「満州国」中心部をめぐけて一斉に進攻作戦を開始した。当時、関東軍は、六八万人（二四個師団・一四個旅団）の兵力を擁していたが、その大部分は一九四五年になってから「満州国」在留日本人を根こそぎ動員して編成した部隊で、装備も貧弱で、訓練も不十分であった。

一九四五年一月下旬以降、大本営は、本土決戦準備に対応して、外地にある部隊の任務と配置を逐次変更していったが、関東軍の明確な任務変更は、その他の地域より遅れ、五月三〇日付の大陸命（大本営による陸軍部隊への最高命令）第一三三九号と同第一三四〇号によって発令された。これらの大陸命によって関東軍の主たる任務は、満ソ国境地帯におけるソ連軍撃破から「来攻スル米軍ヲ撃滅スルト共ニ北鮮ニ於ケル対蘇作戦準備」へと変更された。¹本土決戦に備えて、「満州国」の大部分を事実上放棄して、「満州国」と朝鮮の国境地帯へ関東軍主力を後退させようとい

うのである。ソ連が「満州国」に進攻した時点では、この五月三〇日の大本営命令により、関東軍の多くの部隊が陣地構築中か朝鮮国境に近い山岳地帯にむけて後退・移動中であつた。² 関東軍の主力二四個師団のうち、八月一日までにソ連軍と組織的に交戦したのは九個師団程度であつたといふ。³ そのため、ソ連との国境付近に入植していた開拓移民は、ソ連軍の攻撃にさらされ、あるいはソ連軍に追い越され、悲惨な退避行を強いられた。

八月一四日、大本営は、大陸命第一三八〇号を発令して、対ソ戦への大本営の対処方針、日本本土周辺の外地各軍の任務分担を示した。

大陸命第一三八〇号

命令

一 大本営ノ企図ハ対米主作戦ノ完遂ヲ期スルト共ニ「ソ」聯邦ノ非望破摧ノ為新ニ全面的作戦ヲ開始シテ「ソ」軍ヲ撃破シ以テ国体ヲ護持シ皇土ヲ保衛スルニ在リ

二 支那派遣軍総司令官ハ来攻スル敵ヲ随所ニ撃破シテ対「ソ」米支持久ヲ図リ帝國本土ニ於ケル全軍ノ作戦ニ寄与スヘシ

任務達成ノ為ノ準備スヘキ要綱左ノ如シ

1 積極的ニ関東軍ノ南滿、北鮮ニ於ケル作戦ヲ容易ナラシムルヲ主眼トシ作戦ヲ律ス

2 一部兵力、軍需品ヲ成ルヘク速ニ滿鮮方面ニ転用ス

3 前各号ノ作戦ニ関シテハ所要ニ応シ関東軍総司令官、南方軍総司令官、航空総軍司令官、第十方面軍司令官及支那方面艦隊司令長官ト協同シ且相互協議シ一部ノ部隊ヲ他軍作戦地域ニ派遣シ且相互ニ指揮關係ヲ律スルコトヲ得

三 細項ニ関シテハ參謀総長ヲシテ指示セシム

昭和二十年八月十四日

奉勅伝宣 參謀総長 梅津美治郎

支那派遣軍総司令官 岡村寧次殿

関東軍総司令官 山田乙三殿

南方軍総司令官伯爵 寺内寿一殿

航空総軍司令官 河辺正三殿

第十方面軍司令官 安藤利吉殿⁽¹⁾

八月一四日といえ、御前會議においてポツダム宣言の受諾を最終的に確認した日であるが、この大陸命第一三八〇号の発令は、御前會議（午前一〇時五〇分―正午）以前に行われたものと推定される⁽²⁾。そのため、この大陸命には、終戦や停戦を暗示するような文言がないばかりか、「ソ」聯邦ノ非望破摧ノ為新ニ全面的作戰ヲ開始シテ「ソ」軍ヲ撃破シ」といったきわめて強気な文句が連なっている。

だが、御前會議の前とはいえ、すでに八月九日から一〇日にかけての深夜の御前會議において、ポツダム宣言受諾が基本的に決定された後に、わざわざ本土決戦を意図するかのような「対米主作戰ノ完遂ヲ期スル」「国体ヲ護持シ皇土ヲ保衛スル」といった強硬な表現を盛り込んだことには、本気で「対米主作戰ノ完遂」を意図する以外に、別の目的があつたものと考えられる。

大陸命第一三八〇号は、きわめて強硬な戦争完遂路線に貫かれているように見えるが、この大陸命第三項「細項ニ関シテハ參謀総長ヲシテ指示セシム」に基づく梅津美治郎參謀総長からの命令である大陸指第二五四二号を見てみる

と、大陸命第一三八〇号の主目的が、ソ連軍撃破といったことにあるのではなく、支那派遣軍からの支援による関東軍の早期崩壊防止にあったことが分かる。

大陸指第二五四二号

大陸命第十三百八十号ニ基キ左ノ如ク指示ス

- 一 関東軍作戦ノ機微ニ即応シ先ツ一軍司令部及少クモ二師団基幹ノ兵力及所要ノ軍需品ヲ速ニ満鮮方面ニ転用スルモノトシ其細部要領ニ関シテハ支那派遣軍、関東軍相互緊密ニ連絡スルモノトス
- 二 大陸鉄道ハ作戦輸送完遂ニ徹底シ対日輸送ハ中止ス 其一貫運用ニ関シテハ特ニ関東軍、支那派遣軍間ノ連絡ヲ緊密ナラシムルモノトス

三 満鮮支鉄道輸送力ノ配置ハ概ネ現状通トシ原則トシテ新ナル車輛融通ハ之ヲ行ハサルモノトス

昭和二十年八月十四日

参謀総長 梅津美治郎

支那派遣軍総司令官 岡村寧次殿

関東軍総司令官 山田乙三殿^⑤

そもそも大陸命第一三八〇号は、『ソ』聯邦ノ非望破摧ノ為新ニ全面的作戦ヲ開始シテ『ソ』軍ヲ撃破シ以テ国体ヲ護持シ皇土ヲ保衛』といった文言が含まれてはいるもの主たる命令受領者は、書式からも明らかかなように岡村寧次支那派遣軍総司令官であった。したがって、強硬方針の鼓吹にしか見えないこの大陸命は、現実には八月九日以来のソ連軍の進攻によって壊乱状態におちいった関東軍への救援命令なのである。関東軍の崩壊という現実を隠蔽し、救援命令をあたかも大規模な反攻作戦のごとく語っているのは、この大本営命令を受領する、あるいは傍受する内地・

外地の陸軍部隊の士気崩壊を懸念したためであると考えられる。

一般に八月九日―一〇日の御前会議以後、「本土決戦派」の軍人が強烈に巻き返しをはかったとされている。確かに本土決戦に固執する陸海軍人は、一日夜に連合軍側からラジオ放送された「バーンス回答」をめぐって形勢逆転をはかったが、実際には、九日―一〇日の御前会議によってすでに大勢は決していたといえる。一部の軍人は、本気になってクーデターをやっても本土決戦をすべきだと考えていたし、現実には「玉音放送」阻止をねらって、偽命令によって近衛師団を動かした陸軍将校もいたが、大元帥・天皇の「聖断」によって中央の多くの軍事官僚たちはすっかり意気消沈していた。軍首脳部にとって、ポツダム宣言受諾・降伏という事態も衝撃であったことに違いないが、それにもまして、御前会議の模様を梅津参謀総長が、次長らの部下に「軍に対する『天皇の』御信頼が全く失われたのだ」と説明したように、天皇がはつきりと軍部から離反したことが彼らには決定的な打撃だった。参謀次長・河辺虎四郎中将は、八月一〇日の参謀本部の虚脱した様子を、当日、日誌に次のように記している。

侃諤又ハ泣訴等ノ挙ニ出ヅルモノ参謀本部少壮ノ間ニ認め得ズ（正直ナル気持チニ於テ、繼戦ノ困難性ハ作戰主務ノ参謀本部ガ最モヨク感得シアリ）。

天皇による信任が失われたことが明瞭になり、その天皇が「終戦」を命じた以上、本土決戦はおろか継戦自体も不可能になったことは、軍部首脳にとっても明らかであった。この段階において、天皇と大本営が最も懸念したのは、全軍の士気低下とそれにもなう軍の秩序崩壊であった。すでに、独自の通信・傍受部隊をもっている内地・外地の陸海軍部隊の多くは、連合軍側の宣伝放送によって日本政府のポツダム宣言受諾を察知していた。それゆえに、天皇と大本営は、陸海軍の指揮・命令系統を維持したまま、統制力を温存したまままで停戦にこぎつける必要があった。八月一四日の大陸命第一三八〇号において、必要以上に強硬な言辞を並べたのも、最後まで大本営の継戦意思を強調す

ることによつて、大本營の統制から離脱する部隊が出ることを防ぐためであつたと思われる。停戦・降伏近しと思われる弱氣な命令を大本營が出せば、出先軍司令部・部隊の中での賛否論争に時間を与え、継戦を主張する一部の強硬部隊が大本營の統制に服さなく恐れがあつたからである。停戦は、天皇・大本營の統制力を維持した上で、予告なしに有無を言わさぬ方法でなされなければならなかつた。八月一四日の大陸命第一三八〇号は、表面的には強硬な戦争完遂宣言であるが、現実には関東軍救援命令であり、そして戦争終結にむけての伏線でもあつたと言える。

一四日午後六時、阿南惟幾陸軍大臣と梅津美治郎參謀總長の連名で、陸機密電第六八号「帝國ノ戦争終結ニ関スル件」が発電された。この電報は、大本營の命令ではないが、第一総軍司令官・航空総軍司令官以外の大本營に直隸する全軍司令官に伝えられたもので、戦争完遂・強硬姿勢からの急転直下、天皇の「聖断」を楯にした戦争終結の決定が伝えられており、当時の陸軍首脳の論理・手法が端的に示されている（なお、第一総軍司令官と航空総軍司令官は、同日午後二時四〇分、すでに「御聖断ニ従ヒ行動ス」との誓約書に署名しており、御前會議の模様を把握している^③ので、この電報が発電されなかつたと考えられる）。

陸機密電第六八号「帝國ノ戦争終結ニ関スル件」

大臣、総長ヨリ

関東軍総司令官、支那派遣軍総司令官、南方軍総司令官、第五、第八、第十方面軍司令官、第二総軍司令官、第三十一軍司令官、小笠原兵团長宛電報

（暗号、軍機、親展）

一 帝國ハ国体ノ護持、皇土ノ保衛ヲ完遂シ得ルコトヲ条件トシテ敵ト交渉中ナリシモ敵ノ提示セル条項ハ右目の達成ヲ著シク困難ナラシムルモノアリ之ガ為小職等ハ敵側提示ノ条項ハ到底受諾シ得ザルモノナルコトヲ

万策ヲ尽シテ強烈ニ主張シ又屢々上奏セルモ 天皇陛下ニ於サセラレテハ四国宣言ノ条項ヲ受諾スルコトニ御親裁アラセラレタリ

右ハ左ノ理由ニ基クモノト拝承シ奉ル

「内外ノ情勢特ニ戦局ノ推移ニ鑑ミ今日ニシテ戦局ヲ收拾セザルニ於テハ国体ヲ破壊スルト共ニ民族ヲ絶滅スルニ至ルベシ敵ノ述ブル帝國最後ノ政体ハ日本国民ノ自由意志ニ依リ樹立セラルベシト為ス条項ハ帝國ノ国体ヲ毀損セントスルモノトハ思考セズ此ノ際ハ耐ヘ難キヲ忍ビテ之ヲ受諾シ国家ヲ国家トシテ残シ又臣民ノ艱苦ヲ緩和センコトヲ冀ヒ給ヘリ」

二 御聖断既二下ル

全軍拳ツテ大御心ニ従ヒ最後ノ一瞬迄光輝アル伝統ト赫々タル武勲トヲ辱シメズ我ガ民族ノ後裔ヲシテ深く感佩セシムル如ク行動スルコト緊要ニシテ一兵ニ至ル迄断ジテ輕率妄動スルコトナク皇軍永遠ノ名譽ト光榮トヲ中外ニ闡明セラレンコトヲ切望シテ止マズ

三 御聖断ニ従ヒ政府及大本營ハ逐次具体的処理ヲ進メラルベキモ停戦ニ関スル大命ノ発セラルル迄ハ依然従来

ノ任務ヲ続行スベキモノトス念ノ為

又武器ノ引渡シニ関シ軍人ノ名譽ヲ重ンズル件ニ就キテハ全面的ニ努力中ナリ

四 小職等ハ万斛ノ涙ヲ吞ンデ之ヲ伝達ス右ニ関スル詔書ハ明十五日発布セラレ特ニ正午 陛下御自ラ「ラジオ」

ニ依リ之ヲ放送シ給フ予定ナルヲ以テ大御心ノ程具サニ御拝察ヲ願フ^⑩

電報第一項においては、最初にポツダム宣言受諾拒否^⑩戦争完遂路線を主張するかのような強硬姿勢を示しつつも、一転して「御親裁」を理由に戦争終結を切り出している。第一項後半（「御親裁」の理由）から第二項にかけては、

「御聖断」が既に下ったこと、「大御心」に従うべきことが説かれているが、第三項において、停戦の「大命」が発せられるまでは、従来の任務を続行すべきことが示されている。第四項で、戦争終結に関する詔書の発布、翌日正午の「玉音放送」のことまで予告されているが、第三項から詔書発布・「玉音放送」がただちに停戦命令にはならないことが明らかにされている。これは、詔書と大本営命令を分離することによってあくまでも統帥権の独立を保持しつつ、大本営からの、すなわち大元帥からの命令が更にあることを明示して、「玉音放送」によって軍が虚脱状態にならないようにするための措置であったと思われる。

なお、八月一日には、大海令（大本営による海軍部隊への最高命令）は発令されていない。

2 八月二五日の「積極進攻作戦」禁止命令

すでに八月一日の陸機密電第六八号「帝国ノ戦争終結ニ関スル件」によって陸軍中央の方針は、国内・外地の軍司令部に伝達されていたため、大本営陸軍部は、一日の午前中には特に大陸命・大陸指を出さなかった。大本営海軍部も一日以来、大海令を発令していなかった。

だが、本土方面の海軍の実戦部隊を統一指揮する海軍総隊司令部（一九四五年四月二五日、本土方面での作戦遂行のために、聯合艦隊・護衛総司令部部隊・鎮守府部隊・警備府部隊・支那方面艦隊を統一指揮するために設置された司令部。指揮官である海軍総司令長官は、小沢治三郎聯合艦隊司令長官の兼任）は、八月一日以来の米機動部隊艦載機の来襲状況から米軍に日本本土上陸の企図ありと判断し、一三日の決三・四・五・六・七号作戦警戒発令に続いて、一五日午前に決一、二、十一、十二、十三号作戦警戒を追加発令した。海軍総隊司令部の本土決戦準備命令にともない、八月一日にも、午前一〇時から一時三五分にかけて百里基地から彗星艦爆一一機が、木更津基地から流

星艦攻一機が発進、房総半島沖の米機動部隊にたいして体当たり攻撃をかけ、少なくともうち彗星八機・流星一機が撃墜されている。

米機動部隊の艦載機約二五〇機は、一五日早朝（午前五時三〇分頃から七時三〇分頃にかけて）、関東地方に來襲したが、小規模な攻撃だけで引き揚げた。一四日に連合国軍最高司令官に任命されたマッカーサーは、日本本土攻撃中の米艦艇・航空機に攻撃中止の命令を出し、一五日正午以降、米軍による攻撃は中止された。正午には予定通り「玉音放送」がおこなわれ、日本国民・将兵にたいして政府・大本営の戦争終結意図が伝えられた。だが、「玉音放送」は停戦命令そのものではなく、別途、停戦の「大命」が発令されることを大本営は各軍司令部に通知している。

一四日付で公布された終戦の詔書が、一五日正午に「玉音放送」として公にされると、大本営は、陸軍部隊にたいして大陸命第一三八一号を発令した。

大陸命第一三八一号

命令

一 大本営ノ企図スル所ハ八月十四日 詔書ノ主旨ヲ完遂スルニ在リ

二 各軍ハ別ニ命令スル迄各々現任務ヲ続行スヘシ

但シ積極進攻作戦ヲ中止スヘシ

又軍紀ヲ振肅シ團結ヲ鞏固ニシテ一途ノ行動ニ出テ且ツ内地、朝鮮、樺太及台湾ニ在リテハ治安ノ動揺防止ニ努ムヘシ

昭和二十年八月十五日

奉勅伝宣 参謀総長 梅津美治郎

参謀総長 梅津美治郎殿

第一総軍司令官 杉山元殿

第二総軍司令官 畑俊六殿

南方軍総司令官伯爵 寺内寿一殿

関東軍総司令官 山田乙三殿

支那派遣軍総司令官 岡村寧次殿

航空総軍司令官 河辺正三殿

第五方面軍司令官 樋口季一郎殿

第八方面軍司令官 今村均殿

第十方面軍司令官 安藤利吉殿

第三十一軍司令官 麦倉俊三郎殿

小笠原兵团長 立花芳夫殿^①

この大陸命第一三八一号は、「詔書ノ主旨完遂」「現任務統行」「積極進攻作戦ヲ中止」という点が柱になっており、全面的な停戦命令ではないことは明らかである。同じく一五日に、海軍部隊にたいしては大海令第四七号が発令されている。この大海令も大陸命と同じく、「積極進攻作戦」の中止のみを命じたものである。

大海令第四七号

昭和二十年八月十五日

奉勅 軍令部総長 豊田副武

小沢海軍総司令長官二命令

何分ノ令アル迄対米英蘇支積極進攻作戦ハ之ヲ見合ハスベシ^①

大陸命第一三八一号と大海令第四七号からわかるように、陸海軍部隊にたいする八月一五日の大本営命令は、全面的な即時停戦命令でなく、「積極進攻作戦」のみを禁じた限定的停戦命令とも呼ぶべきものであった。しかし、日本軍側が、完全に受動的な立場にあり、防戦一本の作戦しか展開できない時点での「積極進攻作戦」とは、どのような作戦であるのか。「積極進攻作戦」を文字どおりの反攻作戦あるいは攻勢作戦と解釈すれば、それは日本軍にとつては、すでに不可能なことであった。

日本軍にとつてすでに不可能なことを禁じた一五日の大本営命令とは、いかなる意味を持つものだったのか。それは、積極的な作戦は停止するが、攻撃を受ければ反撃してもよい、というニュアンスを含んだものであった。また、何が「積極進攻作戦」であり、何がそうでないかはすべて現地司令官・部隊指揮官に判断が委ねられていた。そのため、この一五日の大本営命令（大海令第四七号）を停戦命令ではないとして、第五航空艦隊司令長官・宇垣纏中将は、同日午後五時、一一機の特攻機とともに攻撃してしまった。ただし、この特攻作戦では、宇垣機をふくむ八機が沖繩近海の米機動部隊に突入したとされているが、米軍側は攻撃を受けたとも、撃墜をしたとも記録していないので、宇垣等は組織的な自決といえるかもしれない。

Ⅱ 八月一六日以降の大本営命令

1 部分的停戦から全面的停戦へ

八月一六日になると大本営は、一五日の「積極進攻作戦」禁止から一歩進んで、条件付きで「即時戦闘行動ヲ停止

スヘシ」との命令を出した。

大陸命第一三八二号

命令

一 第一総軍司令官、第二総軍司令官、関東軍総司令官、支那派遣軍総司令官、南方軍総司令官、航空総軍司令官、第五方面軍司令官、第八方面軍司令官、第十方面軍司令官、第三十一軍司令官、小笠原兵団長及参謀総長ハ即時戦闘行動ヲ停止スヘシ

但シ停戦交渉成立ニ至ル間敵ノ来攻ニ方リテハ止ムヲ得サル自衛ノ為ノ戦闘行動ハ之ヲ妨ケス

諸部隊ハ宿営、給養等ノ便ヲ顧慮シ適宜ノ地域ニ集結シ爾後ノ行動ヲ準備スルコトヲ得

二 前項各軍司令官ハ戦闘行動ヲ停止セハ其日時ヲ速ニ報告スヘシ

三 細項ニ関シテハ参謀総長ヲシテ指示セシム

昭和二十年八月十六日

奉勅伝宣 参謀総長 梅津美治郎

参謀総長 梅津美治郎殿

第一総軍司令官 杉山元殿

第二総軍司令官 畑俊六殿

関東軍総司令官 山田乙三殿

支那派遣軍総司令官 岡村寧次殿

南方軍総司令官伯爵 寺内寿一殿

航空総軍司令官 河辺正三殿

第五方面軍司令官 樋口季一郎殿

第八方面軍司令官 今村均殿

第十方面軍司令官 安藤利吉殿

第三十一軍司令官 麦倉俊三郎殿

小笠原兵団長 立花芳夫殿¹⁵

この大陸命第一三三二号において、大本営は陸軍全部隊にたいして「即時戦闘行動ヲ停止スヘシ」と命じつつも、「止ムヲ得サル自衛ノ為ノ戦闘行動ハ之ヲ妨ケス」と、自衛戦闘については除外した。この大陸命の第三項に基づき、一六日に大陸指第二五四四号が関東軍総司令官宛に、一八日に大陸指第二五四五号が支那派遣軍総司令官宛に、一九日に大陸指第二五四六号が第五方面軍司令官宛に、二二日に大陸指第二五四七号が南方軍総司令官・第八方面軍司令官・第十方面軍司令官宛に発令され、それぞれ戦闘行動を停止するための局地停戦交渉に入ることが許可された¹⁶。また、これらの大陸指によってソ連軍と交戦中の関東軍総司令官・第五方面軍司令官にたいしてのみ、他方面に先行して局地停戦交渉とあわせて武器引き渡しを実施することが認められた（他の軍司令官にたいしては、二四日に大陸指第二五五七号をもって許可命令が出た）。

八月一六日には、海軍部隊にたいする大海令第四八号も発令されており、ここでも大陸命第一三三二号と同様に、自衛のための戦闘行為を除いての即時戦闘行動の停止が命じられている。

大海令第四八号

昭和二十年八月十六日

奉勅 軍令部総長 豊田副武

草鹿南東方面艦隊司令長官

大川内南西方面艦隊司令長官

小沢海軍総司令長官

ニ命令

一、南東方面艦隊司令長官、南西方面艦隊司令長官及海軍総司令長官ハ指揮下海陸軍全部隊ヲシテ即時戦闘行動

ヲ停止セシムベシ

但シ停戦交渉成立ニ至ル間敵ノ来攻ニ当リテハ止ムヲ得ザル自衛ノ為ノ戦闘行為ハ之ヲ妨ゲズ

二、前項各司令長官ハ戦闘行動ヲ停止セバ其ノ日時ヲ直ニ報告スベシ

三、細項ニ関シテハ軍令部総長ヲシテ指示セシム^①

すなわち、八月一六日の大本営命令もまだ全面的な停戦命令ではなく、自衛戦闘を妨げずとした、限定的停戦命令であったのである。大本営は、一五日の「積極進攻作戦」禁止命令から、一六日の自衛戦闘を除く即時停戦命令へ、そして翌一七日以降に無条件の全面的停戦の予告へと進んでいく。無条件・全面的停戦の予告の最初は、一七日に発令された海軍部隊に対する大海令第四九号である。

大海令第四九号

昭和二十年八月十七日

〔中略 奉勅伝宣者、命令宛先は第四八号と同じ〕

一、南東方面艦隊司令長官、南西方面艦隊司令長官及海軍総司令長官ハ別ニ定ムル時機以後指揮下海陸軍全部隊ヲシテ一切ノ戦闘行為ヲ停止セシムベシ

但シ停戦交渉成立ニ至ル間敵ノ来攻ニ当リテハ止ムヲ得ザル自衛ノ為ノ戦闘行為ハ之ヲ妨ゲズ

二、前項各司令長官ハ指揮下各部隊（艦艇）ヲシテ給養ニ便ナル適宜ノ地域（固有繫留港内地所在ノモノハ成ル可ク所属軍港）ニ集結シ爾後ノ処理ニ関シ準備セシムルコトヲ得

三、細項ニ関シテハ軍令部総長ヲシテ指示セシム

つまり、この大本営命令により、大本営が別に（後で）指定する時期をもつて全面的な停戦に移行することが予告されたのである（自衛戦闘の遂行についても現地での停戦交渉成立までと、さらに期限が限定された上で容認された）。全面停戦移行への予告は、陸軍は海軍に一日遅れて、翌一八日に大陸命第一三三五号として発令している。

大陸命第一三三五号

命令

一 別ニ示ス時機以降第一総軍司令官、第二総軍司令官、関東軍総司令官、支那派遣軍総司令官、南方軍総司令官、航空総軍司令官、第五方面軍司令官、第八方面軍司令官、第十方面軍司令官、第三十一軍司令官、小笠原兵団長及参謀総長ニ与ヘタル作戰任務ヲ解ク

二 前項各司令官ハ同時機以降一切ノ武力行使ヲ停止スヘシ

三 詔書渙発以後敵軍ノ勢力下ニ入りタル帝国陸軍軍人軍属ヲ俘虜ト認メス

速ニ隸下末端至ル迄輕拳ヲ戒メ 皇国将来ノ興隆ヲ念シ隱忍自重スヘキ旨ヲ徹底セシムヘシ

昭和二十年八月十八日

〔後略 奉勅伝宣者は大陸命第一三三二号と同じ、命令受領者は同号に「陸軍大臣 稔彦王殿下」と「教育総監 土肥原賢二殿」を加える。〕

この大陸命では、前日の大海令第四九号とは異なり、ただ全面停戦移行への予告をしただけでなく、第一項で各軍司令官の作戦任務解除の予告をおこなない、また、第三項において一四日の「詔書渙発」以後に連合軍の勢力下に入った日本軍人・軍属は「俘虜」ではないことを明示している。将兵にたいして捕虜になることを禁じてきた天皇の軍隊は、各軍司令官・艦隊司令長官以下すべての将兵が敵側の勢力下にはいることを、あくまでも「俘虜」ではないと強弁した。日本軍将兵は、連合軍に降伏して「俘虜」になるのではなく、天皇の命令で戦闘を停止し、命によって連合軍の管理下に入るのだ、という体裁をとったのである。

海軍もほぼ同様の命令を翌一九日に大海令第五〇号として発令している。

大海令第五〇号

昭和二十年八月十九日

奉勅 軍令部総長 豊田副武

草鹿南東方面艦隊司令長官

大川内南西方面艦隊司令長官

小沢海軍総司令長官

福留第十方面艦隊司令長官

志摩高雄警備府司令長官 二命令

一、大海令第四十九号ニ於ケル一切ノ戦闘行為ヲ停止スベキ時機ヲ海軍総司令長官指揮下部隊ニ在リテハ昭和二十年八月二十二日零時トス 但シ支那方面艦隊ニ関シテハ追テ定ム

二、前項所定時機以後海軍総司令長官竝ニ其指揮下海陸軍部隊ノ作戦任務ヲ解ク

三、今次ノ詔書渙発以後敵軍ノ勢力下ニ入りタル帝国海軍々人軍属ハ之ヲ俘虜トナリタルモノト認メズ又上命ニ基キ敵ノ指令ニ従フ武器引渡其ノ他一切ノ行為ハ之ヲ降服シタルモノト認メズ

連二部下末端ニ至ル迄輕拳ヲ戒メ皇国将来ノ興隆ヲ念ジ隱忍自重スベキ旨ヲ徹底セシムベシ²⁰

前日一八日発令の大陸命第一三八五号の主旨に加えて、この大海令第五〇号では、第一項において本土周辺を作戰区域とする海軍総司令長官が指揮する海軍総隊の全面的停戦期日を二日零時と明示し、第三項で、連合軍への武器引き渡しは「降服」ではないことを示しているのが特徴である。ただし、支那方面艦隊は、海軍総司令長官（海軍総隊）の指揮下にあつたが、二日零時の全面的停戦の対象外とされている。この中国を例外とする措置は、後述するように陸軍部隊にたいしても同様になされている。

大海令第五〇号と同日に発令された大陸命第一三八六号から、大本営は、出先の陸軍部隊司令部にたいして全面的停戦の期日の指定をはじめたが、全部隊の同時一斉停戦ではなく、第一段階として日本本土とその周辺を担当区域とする部隊から始めて、第二段階に遠隔地の部隊におよぶという軍別・地域別の停戦実施という方法をとつた。停戦の期日指定に関する大陸命を確認しておこう。

大陸命第一三八六号

命令

一 大陸命第千三百八十五号第一、第二項ニ示ス時機ハ、第一総軍、第二総軍、航空総軍ニ在リテハ昭和二十年

八月二十二日零時トス

二 細項ニ関シテハ参謀総長ヲシテ指示セシム

昭和二十年八月十九日

奉勅伝官 参謀総長 梅津美治郎

第一総軍司令官 杉山元殿

第二総軍司令官 畑俊六殿

航空総軍司令官 河辺正三殿^(註)

日本本土（北海道は除く）を作戰地域としている第一・第二・航空総軍には、八月二二日零時をもって「一切ノ武力行使ヲ停止」するように命じられた。第一・第二・航空総軍以外の外地と北海道の作戰軍にたいしては、二二日に大陸命第一三三八号が発令され、それらの部隊は、八月二五日零時をもつての全面的停戦に移行することが命じられたが、その際に中国に展開する支那派遣軍にたいしてのみ例外が認められている。

大陸命第一三三八号

命令

一 大陸命第千三百八十五号第一、第二項ニ示ス時機ハ、南方軍、支那派遣軍、関東軍、第五、第八、第十方面軍、第三十一軍及小笠原兵团ニ在リテハ昭和二十年八月二十五日零時トス

但シ支那派遣軍ハ重慶軍及延安軍ノ無秩序ナル行動ニ対シ万止ムヲ得サルニ於テハ局地的自衛ノ措置ヲ実施スルコトヲ得

二 第十七方面軍ヲ関東軍戦闘序列ヨリ除ク

但シ関東軍総司令官ハ「ソ」軍ニ対スル停戦ニ関シ第十七方面軍司令官ヲ指揮スヘシ

指揮隷属転移ノ時機ハ八月二十五日零時トス

三 細項ニ関シテハ参謀総長ヲシテ指示セシム

昭和二十年八月二十二日

奉勅伝宣 参謀総長 梅津美治郎

参謀総長 梅津美治郎殿

南方軍総司令官伯爵 寺内寿一殿

支那派遣軍総司令官 岡村寧次殿

関東軍総司令官 山田乙三殿

第五方面軍司令官 樋口季一郎殿

第八方面軍司令官 今村均殿

第十方面軍司令官 安藤利吉殿

第十七方面軍司令官 上月良夫殿

航空総軍司令官 河辺正三殿

第三十一軍司令官 麦倉俊三郎殿

小笠原兵団長 立花芳夫殿⁽²⁾

この八月二二日付の大陸命第一三八八号をもって、北海道と植民地・占領地に展開する全ての陸軍部隊にたいして二五日零時以降、「一切ノ武力行使ヲ停止」するよう命じられたわけである。だが、同大陸命第一項において「支那派遣軍ハ重慶軍及延安軍ノ無秩序ナル行動ニ対シ万止ムヲ得サルニ於テハ局地的自衛ノ措置ヲ実施スルコトヲ得」と、中国における日本軍にたいしてだけは、依然として自衛戦闘を容認した。これは、日本との戦争が終息するや、国民党軍と共産党軍との間での衝突・戦闘が拡大し、治安状況が悪化しつつあることを念頭にした措置ではあるが、それ

よりも中国にたいする敗戦意識が希薄であることからくるものであると思われる。

陸軍は、大陸命第一三八八号により二五日零時以降の全面的停戦を命じ、海軍は同じく二二日付の大海令第五四号において外地部隊の艦隊司令長官にたいして「速ニ全面的停戦ヲ指導スベシ」と下令した。陸軍（大陸命）は二五日零時と期日を定めての停戦命令であったが、海軍（大海令）は「速に」としただけであった。細部にいたるまで大本营（参謀本部）の命令でしるる陸軍と、大本营（軍令部）は大綱を示すだけにとどめる海軍との性格の違いもあるが、期日を定めて停戦を確実のものにしたい陸軍と切迫した問題が少ない海軍との違いでもあると思われる。

大海令第五四号

昭和二十年八月二十二日

奉勅 軍令部総長 豊田副武

草鹿南東方面艦隊司令長官

大川内南西方面艦隊司令長官

福田支那方面艦隊司令長官 二命令

一、南東方面艦隊司令長官、南西方面艦隊司令長官、支那方面艦隊司令長官ハ速ニ全面的停戦ヲ指導スベシ

二、武装解除其ノ他爾後ノ処理ハ極力之ガ促進ニ努ムベシ

実施ノ要領ニ関シテハ現地ノ実情ニ即シ陸軍ト密ニ協同、所在聯合國軍最高指揮官ト折衝スベシ

三、撤兵ニ関シテハ後令ス

四、細項ニ関シテハ軍令部総長ヲシテ指示セシム²³

以上のように、大本营は、「積極進攻作戦」禁止（八月一五日発令）、自衛戦闘を除く戦闘の即時停止（一六日発令）、

全面的な停戦実施の予告（海軍一七日、陸軍一八日発令）、内地部隊の全面的な戦闘の停止（一九日発令・二二日実施）、北海道と外地部隊の全面的な戦闘の停止（二二日発令・二五日実施、中国のみ例外）、と段階的に停戦命令を強化してゆき、次に武装解除命令へと進んでいく。この段階的な停戦命令強化は、戦闘状態から戦闘停止、武装解除・降伏・復員へと戦闘部隊を移行させていく上での技術的な手法でもあったが、八月一五日正午を過ぎても依然として戦闘が継続している対ソ戦の状況をならんでの措置でもあったと思われる。大本営の武装解除命令について見る前に、対ソ戦（樺太・千島列島）の経過と大本営命令発令との関係を概観しておこう。

樺太においてソ連軍は、すでに八月一日より国境線を越えて、南半部への進攻を開始していた。日本の大本営が「積極進攻作戦」禁止を命じた八月一五日、極東ソ連軍総司令官ワシレフスキー元帥は、樺太の真岡（ホルムスク）への上陸作戦の実施と二五日までに千島列島を占領するよう命令を下した。したがって、樺太南部では一六日以降も戦闘が継続しており、大本営は、戦闘行動の即時停止を命じたが、対ソ戦の状況もあり「自衛戦闘」を除外しないわけにはいかなかった。大本営の「自衛戦闘」除外命令により、樺太を担当区域とする第五方面軍（司令部・札幌）は、一六日、樺太の第八八師団にたいして「自衛戦闘」の実施と「南樺太死守」を命じた。この後も、しばらく停戦のきつかけがなく、大本営も第五方面軍も停戦命令発令のタイミングを図りかねていた。一九日の第一次の全面的停戦命令（二二日実施）には、北海道の第五方面軍は含まれなかった。

八月二〇日、ソ連軍は、海軍艦艇の艦砲射撃の支援のもとに、樺太南端部の真岡に別働部隊を上陸させた。同日、日本側軍使がソ連兵によって射殺される事件がおこり、現地での停戦交渉はなかなか始められなかったが、二二日にあって、ようやく現地で日本軍第八八師団首脳とソ連軍側の交渉がおこなわれ、停戦が取り決められた。ここでようやく大本営命令発令のきつかけが訪れた。第五方面軍が担当するもう一つの戦場である千島列島での戦闘も、すでに

この時点で一段落がついていたからである。

八月一六日、カムチャツカ半島ベトロバプロフスクより出航したソ連軍の千島占領部隊は、一七日深夜に千島列島北端の占守島沖に到着、一八日午前一時半過ぎから上陸作戦をはじめた。占守島には第五方面軍の第九一師団を基幹とする約二万三〇〇〇人の日本陸海軍部隊がいた。占守島の日本軍は、「自衛戦闘」と解釈して上陸してきたソ連軍にたいして海岸線付近で反撃し、激しい戦闘となった。一八日午後、守備隊の上級司令部である第五方面軍は、大本営による全面的な停戦実施の予告に接し、占守島守備隊に停戦督促命令を下した。翌一九日午後四時、現地日ソ両軍の間で停戦協定が成立した。

樺太・千島の戦況を見ながら、外地部隊にたいする大陸命発令のタイミングを図っていた大本営は、八月二二日、外地各軍と第五方面軍にたいする第二次の全面的停戦命令（二五日実施）を下令したのである。

2 大本営による武装解除命令

陸軍は八月二五日以降の全面停戦を命じた大陸命第一三八八号に基づいて、二二日に大陸指第二五五二号を外地の陸軍各軍司令官に発して現地停戦交渉の相手を特定した（さらに二七日発令の大陸指第二五五八号によって補足）。また、同じ八月二二日、海軍は大海令第五三号をもって日本本土とその近海を作戰区域とする各部隊の自主的な武装解除を命じている。

大海令第五三号

昭和二十年八月二十二日

奉勅 軍令部総長 豊田副武

小沢聯合艦隊司令長官

杉山佐世保鎮守府司令長官

戸塚横須賀鎮守府司令長官

田結舞鶴鎮守府司令長官

金沢呉鎮守府司令長官

岡大阪警備府司令長官

原第四艦隊司令長官

宇垣大湊警備府司令長官

山口鎮海警備府司令長官

寺岡第三航空艦隊司令長官

醍醐第六艦隊司令長官

前田第十航空艦隊司令長官

大森第七艦隊司令長官

草鹿第五航空艦隊司令長官 二命令

一、大本營ノ企圖ハ為シ得ル限り速ニ我軍ノ武装ヲ自発的ニ解除シ以テ進駐シ来ル聯合國軍ト無用ノ紛争ヲ避ケ
我方信義ヲ中外ニ宣明スルニ在リ

二、聯合艦隊司令長官、佐世保、横須賀、舞鶴、呉各鎮守府司令長官、大阪、大湊、鎮海各警備府司令長官、第
三、第五、第十航空艦隊司令長官、第四、第六、第七各艦隊司令長官、第一護衛艦隊司令長官ハ既令ニ依ル

ノ外速ニ指揮下全兵力ヲシテ還納其ノ他適宜ノ形式ニ依リ自発的ニ其ノ武装ヲ解除セシムベシ

三、前項各司令長官ハ武装解除後ノ治安維持竝ニ兵器需品、其ノ他軍事施設等ノ監視保管ニ任ゼシムル為所要最

小限ノ兵力ニ憲兵的ノ任務ヲ附与シ所要ノ武装ヲ保持セシメ之ヲ存置スルコトヲ得之ヲ海軍保安隊ト称セシ

ム

四、細項ニ関シテハ軍令部総長ヲシテ指示セシム⁽²⁵⁾

進駐してくる連合国軍との摩擦回避について大本営は、聯合艦隊・横須賀鎮守府・佐世保鎮守府・第三航空艦隊・第五航空艦隊・第十航空艦隊の各司令長官宛にすでに二二日付の大海令第五二号において次のように命令を下している。

一、聯合國軍ハ八月二十六日以降厚木飛行場、横須賀軍港及鹿屋方面ニ対シ逐次進駐ヲ開始セントシアリ

二、大本営ノ企図ハ右聯合國軍ノ進駐ヲ円滑ニ実施セシムルト共ニ進駐地域附近ノ治安維持ニ遺憾ナカラシメ以

テ我ガ信義ヲ中外ニ宣明スルニ在リ⁽²⁶⁾

八月二二日付の大海令第五三号において「速ニ指揮下全兵力ヲシテ還納其ノ他適宜ノ形式ニ依リ自発的ニ其ノ武装ヲ解除セシムベシ」としている点は興味深い。停戦実現後、各軍司令官は「指揮下全兵力」を「還納」し、その後、部隊の武装を「自発的」に解除せよというわけだが、この「還納」とは、天皇から預かった将兵を返すということであり、具体的には、部隊の任務を解除するということである。

武装解除に関する陸軍の命令は、二二日付の大陸命第一三八八号に基づいて、二七日付の大陸指第二五五八号以降の一連の大陸指によっておこなわれた。南方軍、支那派遣軍、第十方面軍、第十七方面軍の各(総)司令官宛の大陸指第二五五八号第五項には、次のようにある。

停戦ニ関スル交渉ニハ我軍武装ノ解除兵器、其他軍需品ノ移讓、治安ノ維持、我軍爾後ノ宿營、給養等ヲモ含ムモノトシ關係聯合國指揮官トノ交渉ニ伴ヒ逐次之ヲ実行ニ移スモノトシ東京ニ於ケル正式調印(九月二日ノ予定)直後發令セラルル予定ノ大陸命(内容ハ概ネ參電第六五三號ノ如シ)受領後成ル可ク速ニ局地処理ヲ完結シ得ル如ク進ムルモノトス²⁷

この八月二七日付の大陸指第二五五八号によれば、武装解除等は、現地交渉によつて逐次実行に移し、東京での降伏文書調印直後に發令予定の大陸命受領後、速やかに現地処理を完結せよとしている。ここでは、九月二日以降に發令予定の大陸命の内容をすでに大本營が作成し、「參電第六五三號」として外地所部隊司令部に伝達していることが分かる。全てではないにせよ、従来の他の大陸命の場合も、正式發令に先だつてこのような内容の事前伝達があつたものと推定できる。

なお、前述の大陸命第一三八八号以降、九月二日までに大陸命は、八月二三日に第一三八九号、二四日に第一三九一号、二五日に第一三九〇号(二四日と二五日の二件は發令日と發令号数が前後している)、二八日に第一三九二号(「大陸命」という名称での最終号)が發令されている。これらは、いずれも部隊の隸屬關係の変更を命じたものであり、武装解除等に直接的に關するものではない。したがつて、大本營による武装解除の命令は、形式的には二二日付の大陸命第一三八八号でおおむね整つたと見てよいであらう。

外地部隊の武装解除については、前述のように第二五五八号以降の大陸指によつて指示されたが、その際、大本營は武装解除後も軍人は帶刀・帶劍するようになつて注目される。たとえば、八月三一日付、朝鮮の第一七方面軍司令官宛の大陸指第二五五九号第三項では、部隊の終結と武装解除、軍裝品の管理について次のようになつてい

撤退地域内ニ在ル部隊ニシテ所定時刻迄ニ転進シ終リ得サル部隊ハ現在地ニ於テ自主的ニ全員武装ヲ解キ且其確
実ナル監守ノ処置ヲ講スルモノトス

但シ帯刀(剣)スルモノトス⁽²⁸⁾

帯刀・帯剣は軍人としての誇りであるから、そこまでの解除はできないし、する必要がない、というのが大本営の
意図であつたが、連合軍側は外地での交渉でも、中央でのGHQとの交渉でも帯刀・帯剣は認めなかつた。むしろ、
外地では、将校の軍刀放棄が武装解除セレモニーの中心となつた場合もあつた。しかし、大本営は、最後までこの帯
刀・帯剣問題にはこだわつていた。

九月二日、降伏文書調印後に大本営は、大陸命特第一号とそれに基づく大陸指特第一号を発令する。大本営命令の
発簡符号も、降伏文書調印を機に変更になり、陸軍の場合、大陸命・大陸指がそれぞれ大陸命特・大陸指特になつた。

大陸命特第一号

命令

- 一 大本営ハ昭和二十年九月二日政府大本営布告一般命令中陸軍ニ関スル事項ノ迅速整齊タル実行ヲ企図ス
- 二 第一総軍司令官、第二総軍司令官、航空総軍司令官、関東軍総司令官、支那派遣軍総司令官、南方軍総司令官、第五方面軍司令官、第八方面軍司令官、第十方面軍司令官、第十四方面軍司令官、第十七方面軍司令官、第三十一軍司令官、小笠原兵团長、陸軍大臣、参謀総長―以下各地最高指揮官ト称ス―ハ既ニ実施セルモノヲ除クノ外左記ニ基キ一般命令中夫々其關係事項ヲ実施スヘシ
- (一) 敵対行為ヲ直チニ終止シ武装ヲ解除シ且現態勢ノ変更ヲ中止ス
- (二) 兵器及装備ヲ關係聯合國指揮官ノ指定スル時期及場所ニ於テ現状ノ俣且安全良好ナル状態ニ於テ該指揮官

又ハ其指定者ニ交付ス

(三) 陸上、海上及空中ノ行動ニ対スル障碍物ハ之ヲ除去ス

(四) 左記諸件ハ毀損焼却ヲ禁止シ現状ノ俛且良好ナル状態ニ於テ確實ニ之ヲ監守保管ス

イ 軍需品 (二)ニ依リ聯合國側ニ交付スルモノヲ除ク

ロ 陸上、海上及空中輸送施設、通信施設

ハ 軍事施設 (飛行場、対空防備、港湾基地、物資貯蔵所、常設及仮設ノ陸上及沿岸防備施設、要塞其他ノ防備地域等) 及之ニ附随スル建造物

右ニ関スル設計竝図面

ニ 工場、製造場、工場、研究所、実験所、試験所、技術上ノ要目 (「データ」) 特許、設計図面、發明

(以上ハ戰爭用具竝軍事機關又ハ準軍事機關カ現ニ使用シ又ハ使用セントスル他ノ資材及資産ヲ製造スル為又ハ此等ノ製造若クハ使用 ヲ容易ナラシムル為計画セラレ又ハ之ニ充當セラレタルモノノ範圍トス)

(五) 一切ノ兵器、彈藥及戰爭用具ノ製造竝分配ヲ直チニ終止ス

(六) 聯合軍ノ占領又ハ進駐ヲ援助ス

(七) 帝國陸軍軍政地域ニ在リテハ一般命令中陸軍關係事項以外ノ事項ニ関シテモ従前ノ管掌範圍事項ハ之ヲ処理スルモノトス

前項実施ノ為各地最高指揮官ノ所轄地域、所轄部隊及關係聯合國指揮官別紙ノ如ク各地最高指揮官ハ所要ニ応シ細目ニ関シ關係聯合國指揮官ニ稟議スルコトヲ得

[中略]

六 細項竝本命令実施上止ムヲ得サル事情ニ基ク一部ノ変更ニ関シテハ陸軍大臣、参謀総長ヲシテ指示セシム
昭和二十年九月二日

奉勅伝宣 謀総長 梅津美治郎

第一総軍司令官 杉山元殿

第二総軍司令官 畑俊六殿

関東軍総司令官 山田乙三殿

支那派遣軍総司令官 岡村寧次殿

南方軍総司令官伯爵 寺内寿一殿

航空総軍司令官 河辺正三殿

第五方面軍司令官 樋口季一郎殿

第八方面軍司令官 今村均殿

第十方面軍司令官 安藤利吉殿

第十四方面軍司令官 山下奉文殿

第十七方面軍司令官 上月良夫殿

第三十一軍司令官 麦倉俊三郎殿

小笠原兵团長 立花芳夫殿

陸軍大臣 下村定殿

参謀総長 梅津美治郎殿

教育総監 下村定殿

北部軍管区司令官 樋口季一郎殿

東北軍管区司令官 藤江恵輔殿

東部軍管区司令官 土肥原賢二殿

東海軍管区司令官 岡田資殿

中部軍管区司令官 内山英太郎殿

中国軍管区司令官 谷壽夫殿

四国軍管区司令官 原田熊吉殿

西部軍管区司令官 横山勇殿^②

武装解除については、この大陸命特第二項において命じられている。この第二項については、さらに大陸指特第一号において詳しく指示がなされている。

大陸指特第一号

指示

大陸命特第一号ニ基キ左ノ如ク指示ス

一 命令ニノ (一) 武装解除ニ関シテハ左記ニ拠ルモノトス

(イ) 将兵ノ帯剣、帯刀等ハ之ヲ保持スルニ努ムルモノトス

(ロ) 主トシテ内地ニ在ル憲兵隊其他治安確保ニ任スヘキ部隊ニシテ別段ノ指示規定アルモノノ処理ニ関シテハ

該指示規定等ニ拠ル

(ハ) 武装解除後ニ於ケル居留民及之ニ準スル者及非武装軍人、軍属ノ保護ニ関スル公正妥当ナル処置ハ各々現地ノ実情ニ応シ關係聯合國指揮官ニ稟議スルモノトス

二 命令二ノ(一) 敵対行為ノ終止ニ関シテハ左記ニ拠ルモノトス

武装解除、兵器及裝備等ノ交付、監守、保管、処理、障碍物ノ除去、武装解除後ニ於ケル軍人、軍属ノ復員、給養、衛生、治安ノ確保、提供スヘキ情報ノ収集其他本命令実施ノ為必要トスル通信連絡、航空、輸送等其他敵対行為ニ非サル一切ノ行動ハ依然続行シ得ル如ク努ムルモノトス

三 大本營所轄地域以外ノ地ニ於テ命令二ノ(二) 兵器及裝備ノ交付ニ方リテハ本指示第一、第二項ノ為必要ナルモノハ所要ノ期間聯合國側ニ交付セサルカ又ハ交付スルモノヲ借用使用スルコトニ努ムルモノトス

四 大本營所轄地域内部隊ノ兵器及裝備其他軍需品等ノ処理引渡等ニ付テハ陸軍大臣ノ定ムルコトニ依ル

五 命令二ノ(三) 障碍物ノ除去ノ実施ニ関シテハ別ニ指示ス

六 命令二ノ(四) ニ依ル監守保管スヘキ物件ノ爾後ノ処理ニ関シテハ別ニ示達スルトコロニ拠ルモノトス

七 命令四ニ拠リ各最高指揮官其權ヲ隸下指揮下所轄部隊ノ長ニ委シタル場合ハ該指揮官ノ職官氏名及所在地ヲ陸軍大臣、參謀總長ニ報告(通報)シ關係指揮官、關係聯合國指揮官ニ通報スルモノトス

又各地最高指揮官ハ關係聯合國指揮官ノ指定スル代表者ト局地処理ヲ実施スル場合ニ於テハ該代表者ノ職官氏名及局地処理地点ヲ速ニ陸軍大臣、參謀總長ニ報告(通報)スルモノトス

八 俘虜及抑留者ノ処理ニ関シテハ陸軍大臣及俘虜管理部長ノ通牒、指示ニ拠ルモノトス九 各地最高指揮官ハ命令及本指示ノ実施ニ方リテハ大本營、帝國政府ノ聯合國最高司令官宛申入、諒解事項ヲ基礎トシ且現地軍ノ実情ニ即応シ關係聯合國指揮官ニ稟議シ局地処理ニ遺憾ナカラシムルモノトス 又武装解除後ノ各部隊ハ

特ニ必要トスルモノノ外爾後ノ復員等ヲ顧慮シ集結スルコトニ努ムルモノトス

十 各地最高指揮官ハ命令及本指示ノ実施ニ方リ迅速的確ナル信賞必罰ニ遺憾ナカラシムルモノトス

十一 各地最高指揮官ハ命令及本指示ノ実行ニ関シ逐次陸軍大臣、參謀総長ニ報告（通報）スルト共ニ一切ノ措置終了セハ速ニ局地処理要報ヲ同官等ニ提出スルモノトス

昭和二十年九月一日

〔命令受領者は大陸命特第一号と同じ〕⁹⁰

大陸指特第一号第一項（イ）においてやはり將兵の帶刀・帶劍問題がふれられている。この問題について大本營は、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約」（ハーグ陸戦法規）第三五条（降伏にあつての軍人の名譽）まで持ち出して、連合軍と交渉しようとしている。すでに軍部は、八月一五日午前一一時に外務省より在スイス公使宛に追加發電された「ポツダム宣言ノ條項受諾ノ件」第二項においても、天皇の命令による自主的武装解除とともに帶劍の件も要求されている。

武装解除ハ海外ニ在ル三百万余ノ軍隊ニ關聯アルト共ニ日本將兵ノ名譽ニ直接触レタル最モ困難機微ナル問題ナルコトハ言フ俟タザル所ニシテ之ガ実施ニ付テハ帝國政府ニ於テ最モ苦慮シ居ル次第ナルガ之ガ実効ヲ期スル最善ノ方法トシテハ 天皇陛下ノ御命令ニ基ヅキ帝國軍自ラ実施シ聯合國ハ其ノ円滑ナル実施ノ結果武器ノ引渡ヲ受クルモノト致シ度

大陸ニ在ル帝國軍ノ武装解除ニ當リテハ第一線ヨリ逐次後方ニ向ケ段階的ニ実施スルコトト致度

武装解除ニ關聯シ海牙陸戦法規第三十五条ヲ準用シ軍人ノ名譽ヲ重ンジ帶劍ハ之ヲ認メラレ度又聯合國側ガ武装解除セラレタル日本軍人ヲ強制勞役ニ使用スル如キ意圖ヲ有セザルモノト了解ス海外ニ於テ武装ヲ解除セラレタ

ル日本軍人ヲ其ノ俛永ク海外ニ駐留セシムルコトハ彼我双方ニトリ面白カラザル種々ノ複雑ナル問題ヲ生ズルノ虞アルニ付聯合國ニ於テ速カニ之ヲ日本国内ニ撤収セシムル為ニ必要ナル船舶及其ノ輸送上ノ便宜ヲ供給セラレシムルコトヲ切望ス^(註)

日本陸海軍は、一五年戦争においてさまざまに国際法規を軽視あるいは無視してきたにもかかわらず、自らの「名誉」保持には、国際法を持ち出すというこの姿勢は、当時の日本軍の心性と国際感覚をよく表している。また、この大陸命特第一号・大陸指特第一号からも分かるように、降伏文書調印後も大本営は、以前と全く変わることなく、九月一三日に廃止閉鎖されるまで、天皇の軍隊の最高司令部として天皇の命令を全部隊にたいして下していたのである。なお、大陸命の最終発令は八月二八日付の第一三九二号、大海令は九月一日付の第五七号、大陸指は九月一日付の第二五六一号、大陸命特は九月一三日付の第三号、大陸指特は九月一〇日付の第七号であった。

まとめ

八月一四日に大本営が発令した大陸命第一三八〇号は、表面的には強硬な戦争完遂宣言であったが、現実には関東軍救援命令であり、そして戦争終結にむけての伏線であった。大本営が、関東軍の全面的崩壊という現実を隠蔽し、救援命令をあたかも大規模な反攻作戦のごとく語っているのは、この大本営命令を受領する、あるいは傍受する内地・外地の陸軍部隊の士気崩壊を懸念したためであると考えられる。

また、大本営は八月一四日のうちに、内地・外地の部隊司令部にたいして、一転して「御親裁」を理由に戦争終結を切り出している。その際、戦争終結に関する詔書の発布、翌日正午の「玉音放送」のことを予告し、詔書発布・「玉音放送」がただちに停戦命令にはならないことを伝えている。大本営は、詔書と大本営命令を分離することによって

あくまでも統帥権の独立を保持しつつ、大本営からの、すなわち大元帥からの命令が更にあることを明示して、「玉音放送」によって軍が虚脱状態、無統制状態にならないよう意図した。

大本営は、「積極進攻作戦」禁止（八月一五日発令）、自衛戦闘を除く戦闘の即時停止（一六日発令）、全面的な停戦実施の予告（海軍一七日、陸軍一八日発令）、内地部隊の全面的な戦闘の停止（一九日発令・二二日実施）、北海道と外地部隊の全面的な戦闘の停止（二二日発令・二五日実施、中国のみ例外）、と段階的に停戦命令を強化してゆき、次に武装解除命令へと進んでいく。この段階的な停戦命令強化は、遠隔地の部隊にまで命令を徹底させ、戦闘状態から戦闘停止、武装解除・降伏・復員へと部隊を移行させていく上での技術的な手法でもあったが、八月一五日正午を過ぎても依然として戦闘が継続している対ソ戦の状況をにらんだの措置でもあった。大本営は、樺太・千島の戦況を見ながら外地部隊にたいする大陸命令のタイミングをはかり、八月二二日、外地各軍と第五方面軍にたいする第二次の全面的停戦命令を下令したのである。

また大本営は、天皇の命令による停戦は「降伏」でなく、将兵が連合軍の勢力下に入ることは「俘虜」でないとして強弁した。外地部隊の武装解除についても大本営は、軍人の名誉の問題として、ポツダム宣言受諾の際から国際法まで持ち出して自主的武装解除後の軍人の帯剣・帯刀に執着し、降伏文書調印後も最後までこの件に関しては要求の貫徹をはかったのである。

注

- (1) 森松俊夫監修・原剛解説『大本営陸軍部』大陸命・大陸指総集成』第一〇卷（エムティ出版、一九九四年）一五六―一五七頁。以下、原則として大陸命・大陸指は、本書から引用する。本書を以下『総集成』第〇巻と略記する。なお、引用にあたっては、大陸命・大陸指の原文の旧字は新字に書きかえた。
- なお、大本営命令である大陸命と大海指、大陸命に基づく大陸指、大海令に基づく大海指の性格や発令手続きなどについては、拙著『大元帥・昭和天皇』（新日本出版社、一九九四年）七四―七八頁参照のこと。
- (2) 拙稿『軍事支配（2）日中戦争・太平洋戦争期』、浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』（時潮社、一九八六年）。
- (3) 林三郎『関東軍と極東ソ連軍―ある対ソ情報参謀の覚書―』（芙蓉書房、一九七四年）二七六頁。
- (4) 『総集成』第一〇巻、二〇九頁。
- (5) 防衛庁防衛研究所戦史室・戦史叢書64『昭和二〇年の支那派遣軍（2）』（朝雲新聞社、一九七三年）五四三頁。
- (6) 『総集成』第一〇巻、三三三頁。
- (7) 防衛庁防衛研究所戦史室・戦史叢書82『大本営陸軍部（10）』（朝雲新聞社、一九七五年）四五三頁。
- (8) 同前。
- (9) 同前、五一―一頁。
- (10) 同前、五一―五一九頁。
- (11) 防衛庁防衛研究所戦史室・戦史叢書93『大本営海軍部・聯合艦隊（7）』（朝雲新聞社、一九七六年）四七六頁。
- (12) 奥宮正武『海軍特別攻撃隊』（朝日ソノラマ文庫、一九八二年）一六九頁、アニス・ウォーナー、ペギー・ウォーナー（妹尾作太男訳）『ドキュメント・神風』下（時事通信社、一九八二年）二二三頁。
- (13) 『総集成』第一〇巻、二〇九―二二〇頁。
- (14) 史料調査会編『復刻版・大海令』（毎日新聞社、一九七八年）所収。
- (15) 『総集成』第一〇巻、二〇九―二二〇頁。
- (16) 同前、三五―三六〇頁。
- (17) 前掲『復刻版・大海令』所収。
- (18) 同前。
- (19) 『総集成』第一〇巻、二二二頁。

- (20) 前掲『復刻版・大海令』所収。
- (21) 『総集成』第一〇卷、二二二～二二三頁。
- (22) 同前、二二四～二二五頁。
- (23) 前掲『復刻版・大海令』所収。
- (24) 防衛庁防衛研究所戦史室・戦史叢書44『関東軍(2)』(朝雲新聞社、一九七四年)四七六頁。
- (25) 前掲『復刻版・大海令』所収。
- (26) 同前。
- (27) 『総集成』第一〇卷、三六一頁。
- (28) 同前、三六二頁。
- (29) 同前、二一六～二一九頁。
- (30) 同前、三六三～三六五頁。
- (31) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下(原書房、一九六五年)六三八頁。

(明治大学文学部助教授)

Defeat of the Japanese Forces and Orders from Imperial General Headquarters (Dai Hon'ei)

YAMADA Akira

On August 14, 1945, the Japanese Imperial General Headquarters (or IGHQ) issued extremely strong orders for continuing the war. These orders were, in fact, aimed at reinforcing the Kanto-gun, the army forces in Manchuria, and were part of the preparation made by the headquarters as the end of the war approached. IGHQ in an effort to keep morale high among the soldiers on the front line, expressed the rescue orders in the form of a large-scale offensive operation.

After issuing these orders, and still on August 14th, the IGHQ informed all of its army commanders that, in a complete change of events, the war was ended due to a decision by the Emperor. On this occasion, IGHQ forewarned all army commanders about the Emperor's radio address the next day regarding the end of the war, a broadcast known as a Gyokuon Hoso. They were also told that the broadcast did not constitute orders for a cease-fire.

IGHQ ordered all of its commanders to cease all active, offensive battles on August 15th and on the 16th, ordered the cessation of all but defensive battles. On the 19th, IGHQ ordered all domestically based units to cease battles as of the 22nd, and on the 22nd ordered all units in Hokkaido and overseas to cease all battles as of the 25th. However, the IGHQ acknowledged that only the units in China could continue defensive battles. This indicates that the IGHQ did not actually believe that the Japanese forces had lost to the Chinese.

The IGHQ told all of its commanders that the Emperor's orders regarding the armistice were not in fact a surrender, and that the soldiers falling under the power of the Allies were not in fact prisoners. Further, the IGHQ, when faced with the question of the disarmament of overseas troops, went so far as to bring up International Law-which the Japanese military did not uphold-in its attempt to save the dignity of its soldiers by asking the Allied Forces for permission for the soldiers to maintain their swords, even after disarmament. The Allies turned down this request that indicated that the IGHQ did not fully comprehend its own position, and even after the IGHQ officially submitted its statement of surrender on September, it did not abandon its request regarding the right to bear swords.